



医療機器修理区分追加許可書

氏名又は名称 エッチエスメディカル株式会社

平成 30 年 6 月 7 日付けで申請のあった修理区分の追加を
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年
法律第 145 号）第 40 条の 2 第 5 項の規定により、申請のとおり許可する。

平成 30 年 6 月 11 日

愛知県知事 大 村 秀 章



特定保守管理医療機器に係る修理区分 : 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連

特定保守管理医療機器以外の医療機器に係る修理区分 : 画像診断システム関連
生体現象計測・監視システム関連
治療用・施設用機器関連
人工臓器関連